

報 表

常任理事

監 事

事務局 長

事務局 次長

事務局 員

松崎 惠水

栗山 秀純

木村 高尉

大沢 聖寛

平井 有慶

高橋 尚夫

向井 隆健

田中 海量

伊藤 教宣

渡会 瑞顕

大塚 慈伸

横山 裕教

木村 秀明

榊 義孝

橋 信雄

笹岡 弘隆

小林 政彦

堀内 規之

粕谷 隆宣

山口 史恭

豊山教学振興会規約

(名 称)

1、本会は豊山教学振興会と称する。

(事務局)

2、本会は事務局を東京都文京区大塚5丁目40番8

号 真言宗豊山派宗務所内に置く。

(目 的)

3、本会は豊山教学ならびに広く仏教文化に関連のある学術研究およびその普及をはかることを目的とする。

(事 業)

4、本会は下記の事業を行う。

(1) 教学大会の開催

(2) 紀要の発行

(3) 研究会の開催

(4) その他必要な事業

(会 員)

5、本会の会員は左の3種とし、真言宗豊山派所属

の教師・僧侶・檀信徒及びその他のもので本会の趣旨に賛同する者をもって組織する。

(1) 正会員

(2) 賛助会員

(3) 名誉会員

(権 利)

6、会員は各種の研究集会に出席し、研究発表をすることができる。また、紀要の配布を受け、これに寄稿することができる。

(役 員)

7、本会に下記の役員を置く。

会長 1名 副会長 2名 理事若干名 監事 2名

事務局長 1名

役員のうち会長は真言宗豊山派宗務総長が、副会長 1名は真言宗豊山派教務部長がそれぞれ就任し、副会長 1名および理事・監事は会員の互選によって選出する。事務局長は会長が委嘱する。

(職 員)

8、本会に下記の職員を置く。

主事 1名

書記若干名

職員は会長が委嘱する。

(役員任期)

9、役員の任期は2年とする。ただし重任を妨げない。

(役員会)

10、役員会は会長が招集し、会務を執行する。

(経 費)

11、本会の経費は会員の会費、宗派補助金、寄付金およびその他の収入による。

(会計年度)

12、本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(会則変更)

13、本会の会則の変更は役員会の決議による。

14、本会の運営に必要な事項は別に定める。